令和８年度第１回
野田市廃棄物減量等推進審議会
会　議　次　第

《日　時》　令和８年７月２９日（水）
午前１０時から
《会　場》　保健センター３階　大会議室

１　開　　会

２　会長挨拶

３　市長挨拶

４　諮　　問

５　議　　題
（１）指定ごみ袋制度における記名制の廃止の可否、並びに記名制を廃止した場合の違反ごみの対応策について

６　そ の 他

７　閉　　会

野環清第３０号
令和８年７月２９日

野田市廃棄物減量等推進審議会
会長　木　村　吉　郎　様

野田市長　　鈴　木　　有

指定ごみ袋制度における記名制の廃止の可否、並びに記名制を廃止した場合の違反ごみの対応策について（諮問）

野田市廃棄物減量等推進審議会条例（平成４年野田市条例第３０号）第２条第１項の規定に基づき、次の事項について貴審議会に諮問いたします。

記

【諮問事項】

指定ごみ袋制度における記名制の廃止の可否、並びに記名制を廃止した場合の違反ごみの対応策について

【諮問理由】

本市では、平成７年度から指定ごみ袋制度を導入し、平成６年５月の貴審議会における答申を踏まえ、分別ルールの徹底と資源化の推進を図るため、ごみ袋の指定及び一定数の無料配布と併せて、記名制を実施しております。

指定ごみ袋制度の導入により、各家庭に自らのごみとしての自覚と責任を持っていただくことで、分別の徹底とごみの減量に大きな成果を上げております。

一方で、記名制については、制度導入から３０年が経過した現在では、社会環境も大きく変化しており、個人情報保護法の施行によりプライバシーを守るべきという考え方が今後益々増えていく状況であることから、予防的対応が社会的に強く求められている段階に至っており、減量効果など過去の実績だけでは市民の不安を払拭できない状況となっております。

そこで記名制の在り方について、顧問弁護士に意見を伺ったところ、制度開始当時は個人情報保護法も制定されていないことから、当時と比較すると記名制によりリスクが高まっており、個人情報保護の観点から見直しが必要な状況であるとの指摘を受けております。

このため、現行の記名制度の継続は困難と考えており、記名制の廃止の可否、並びに記名制を廃止した場合の違反ごみの対応策について、貴審議会にお諮りするものです。

議案第１号

指定ごみ袋制度における記名制の廃止の可否、並びに記名制を廃止した場合の違反ごみの対応策について

本市では、平成７年度から指定ごみ袋制度を導入し、平成６年５月の貴審議会における答申を踏まえ、分別ルールの徹底と資源化の推進を図るため、ごみ袋の指定及び一定数の無料配布と併せて、記名制を実施しております。

指定ごみ袋制度の導入により、各家庭に自らのごみとしての自覚と責任を持っていただくことで、分別の徹底とごみの減量に大きな成果を上げております。

一方で、記名制については、制度導入から３０年が経過した現在では、社会環境も大きく変化しており、個人情報保護法の施行によりプライバシーを守るべきという考え方が今後益々増えていく状況であることから、予防的対応が社会的に強く求められている段階に至っており、減量効果など過去の実績だけでは市民の不安を払拭できない状況となっております。

そこで記名制の在り方について、顧問弁護士に意見を伺ったところ、制度開始当時は個人情報保護法も制定されていないことから、当時と比較すると記名制によりリスクが高まっており、個人情報保護の観点から見直しが必要な状況であるとの指摘を受けております。

このため、現行の記名制度の継続は困難と考えており、記名制の廃止の可否、並びに記名制を廃止した場合の違反ごみの対応策について、貴審議会にお諮りするものです。

１　野田市の指定ごみ袋制度について

野田市の指定ごみ袋制度については、単に指定ごみ袋を使用することだけではなく、無料配布とともに無料配布分では足りない場合の有料化による排出量の抑制意識の向上、自分の排出したごみという自覚を促す記名制など様々な要素が絡み合った制度である。

なお、個々の取組による減量効果は明確に判別することはできないが、記名制については、在住期間の長い市民にとっては、違和感もなく当たり前のようなものとなっているが、転入者からすると異質なものであり、プライバシーの保護に欠ける制度という意見もある。

２　指定ごみ袋制度導入以降のごみの減量状況について

指定ごみ袋制度導入以降ごみの減量は進んでおりますが、個々の取組（指定ごみ袋の導入、無料配布、記名制）による減量効果は明確に判別することはできない状況である。

３　個人情報保護法と指定ごみ袋制度における記名制について

（１）平成７年度（1995 年）

指定ごみ袋制度（記名制）を開始

（２）平成 17 年度（2005 年）

個人情報保護法の施行

※市町村に個人情報保護法は直接適用されていない。

（３）平成 27 年度（2015 年）、個人情報保護法の改正

「要配慮個人情報」の新設

記名制によりごみ袋の中身（薬や介護用品、生理用品等）と本人とが紐付くことによる課題については、特に薬や介護用品、生理用品等の要配慮が必要なごみについては、不透明な袋に入れてから、指定ごみ袋に入れるよう運用

また、一人暮らしの女性等については、推進員の了承を得て、偽名で排出することを可とする運用

（４）令和４年度（2022 年）、個人情報保護法の改正

※市町村に個人情報保護法が直接適用されるようになり、廃棄物処理法における目的との合理性を問い直す契機となる。

→記名制による氏名（個人情報）の記載義務付けの必要性・相当性・第三者露出リスクについて、法律レベルの説明責任が野田市に課せられることになり、個人情報保護法の観点から手続きの透明性・公式性の確保が求められる状況下において、結果として違法に近い状況であり、訴訟を提起された場合は敗訴となる。

【個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）】

（目的）

第一条　この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定める。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）】

（国民の責務）

第二条の四　国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たつては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

４　記名制を廃止した場合の課題

（１）違反ごみ排出者への指導対応

違反ごみの排出者を特定することが困難となるため、本人へのごみ出しルール指導が困難となる。

（２）集積所管理者への負担増

違反ごみとして取り残しされたごみについては、本人へ返却が困難となるため、集積所管理者による再分別などの負担が増加する懸念がある。

（３）住民の心理的緩み

一定の分別ルールは浸透しているため、極端に違反ごみが増加することは考えられないが、一部住民の心理的緩みによる違反ごみの増加

５　記名制を廃止した他市の状況

近年記名制を廃止した下記の３市の主な状況については、表のとおりである。何れも個人情報の保護の観点から記名制を廃止しているが、廃止に向けて特別な取組は実施していない。そのような状況においても、記名制廃止前と比較して廃止後のごみの排出量については減少している状況である。なお、集積所の管理体制については、本市と同様に地元の自治会などによる管理としており、不適切な分別による取り残しについては、記名制の廃止に関係なく実施している。

※違反ごみ（取り残しごみ）に対する対応については、記名制を廃止した下記の自治体のほか、柏市や流山市などの近隣自治体においても集積所を管理している自治会などに任せている状況である。

自治体	足利市	さくら市（栃木県）	富津市
人口 世帯数	137,263 人 68,661 世帯	43,415 人 18,906 世帯	39,414 人 19,934 世帯
導入	平成 20 年度	平成 17 年度	昭和 51 年度
廃止	令和 3 年度	令和 6 年度	令和 3 年度
廃止理由	・個人情報保護法	・個人情報保護法	・個人情報保護法
取り残しごみの対応	・警告シールの貼付 ・自治会で処理 ・一定期間放置	・警告シールの貼付 ・自治会で処理 ・放置	・警告シールの貼付 ・自治会で処理 ・一定期間放置
廃止後の影響	・不法投棄や違反ごみの増加などの影響なし	・不法投棄や違反ごみの増加などの影響なし	・不法投棄や違反ごみの増加などの影響なし
廃止前後の１人１日当たりのごみの排出量	廃止前：706ｇ 廃止後：695ｇ 増　減：▲11ｇ	廃止前：825ｇ 廃止後：817ｇ 増　減：▲8ｇ	廃止前：679ｇ 廃止後：674ｇ 増　減：▲5ｇ

６　記名制を廃止した場合の違反ごみ対策などについて

（１）市民に向けたメッセージ

記名制の廃止は決して分別ルールを緩和することではなく、今後も分別ルールの徹底とともに、さらなるごみの減量が必要であることを具体的に示し、市報や市ホームページ、さんあ～るなどによる定期的な周知のほか、地区座談会や地区連絡会における市職員による周知もこれまで以上に図っていく。

（２）違反ごみの取り残しの徹底

分別ルール違反などによる取り残しについては、従前のとおり取り残し理由を明記したステッカーを貼り付けたうえでルールの徹底を図っていく。

（３）取り残しごみの対応

違反ごみの対応については、集積所を管理している廃棄物減量等推進員をはじめとする地域の方々への負担が過度に増えないような施策を今後協議のうえ、取り残された違反ごみの処理や回収方法など新たな減量施策を提案していく。

さらに、継続的に不法投棄や違反ごみが排出される集積所に対しては、地区座談会や地区連絡会を活用し、従来どおり市職員も出席し、分別ルールなどを徹底するためのチラシの配布・回覧や不法投棄防止策などの意見交換を行う。

（４）外国人対応

ごみ出しルールの理解不足により不適切なごみの排出をしている在住外国人も多く見られることから、居住しているアパートの管理会社などを介して外国語版「ごみの出し方・資源の出し方」を配布することでルールの徹底を図っていく。今後の在住状況によっては現在の６言語からの増加も検討していく。

また、国際交流協会などを活用した外国人を対象とするごみ出しルールに関する講座の開催とともに市内事業所で就労する外国人に対してもごみ出しルールなどの行政情報を発信していく。

（５）市職員による直接指導

違反ごみをはじめとするルール違反が改善されない場合には、市職員による直接指導を実施する。

※記名制を廃止した場合の違反ごみ対応策につきましては、廃棄物減量等推進員をはじめとする地域の皆様の負担が過度に増加することがないように、実態を把握した上で、その都度改善策などの工夫を重ねていくことが重要と考え、並行して廃棄物減量等推進員代表者会議を開催し、現場の意見等を踏まえ、廃棄物減量等推進審議会へ提案していく。

７　顧問弁護士の見解

記名制の課題のひとつとして、悪意をもって他人の氏名を記名し違反ごみを排出することやＡＩなどのデジタル技術の進歩・普及により、安易に個人情報と紐づけされる可能性など、記名制という制度自体によりリスクが生じることが問題である。